

別紙

諮問第1496号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「文部科学省に給与費の補助金を請求するために提出している『要保護及び準要保護児童生徒が100人以上でその学校の児童生徒に対する割合が25/100以上の学校数調』（各年5月1日現在）義務標準法第9条第4号の基となる令5条関係書類を学校名の表も含め平成31年度から遡り、10年分の全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和2年3月5日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる6件の文書を対象公文書として特定し、条例7条2号及び6号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年6月11日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年7月31日に実施機関から理由説明書を収受し、令和3年12月22日（第223回第一部会）から令和4年5月31日（第227回第一部会）まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書におけ

る主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 義務教育費国庫負担制度について

国は、義務教育費国庫負担制度により、義務教育に必要な経費のうち教職員の給与について、その3分の1を負担することで、義務教育に対する国の責任を果たすと同時に、全国全ての学校に必要な教職員を確保し、都道府県間における教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなくし、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っている。

各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則（昭和33年文部省令第19号）1条及び2条に基づき、教職員定数に関する報告書別紙様式1から別紙様式12を作成し、文部科学省（以下「文科省」という。）が指定する期日までに、提出することとされている。

イ 本件一部開示決定について

本件対象公文書1から4は、実施機関が文科省に提出した別紙様式11「要保護及び準要保護児童生徒が100人以上でその学校の児童生徒に対する割合が25/100以上の学校数調」であり、該当する学校の学校名等が記載されている。また、本件対象公文書5及び6は、実施機関が区市町村教育委員会に提出を依頼した様式6「要保護・準要保護児童生徒数調（小学校）」及び様式7「要保護・準要保護児童生徒数調（中学校）」であり、各区市町村で該当する学校の学校名等が記載されている。

実施機関は、本件対象公文書1から4に記載された情報のうち、学校番号、学校名、総児童・生徒数及び要保護・準要保護児童生徒の比率、並びに本件対象公文書5及び6に記載された情報のうち、学校番号、学校名、総児童数及び要保護・準要保護児童の総児童数に対する割合（以下「本件非開示情報」という。）について、条例7条2号及び6号に該当するとして、これらの部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 条例7条2号該当性について

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

審査会が見分したところ、本件非開示情報は、学校名又は都の公立学校一覧等と照合することで学校名の特定につながる情報であることが確認されるが、学校名が明らかになったからといって、それにより特定の個人を識別することができることとなるものとは認められないため、条例7条2号には該当しない。

(イ) 条例7条6号該当性について

実施機関は、本件非開示情報は、要保護及び準要保護児童生徒の人数や割合の多い学校に係る情報であって、これを公にすると、当該校に通う児童生徒の家庭の経済状況が明らかとなることから、当該校の保護者や区市町村教育委員会から強い反発を受けるおそれがあり、これにより区市町村教育委員会との信頼関係が損なわれることとなると、区市町村教育委員会との連携・協力により実施機関が行う業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

この点について、審査会が事務局職員をして実施機関に更に説明させたところ、複数の区市町村において導入されている学校選択制度の目的達成に及ぼす影響について、次のとおり説明があった。

学校選択制度とは、区市町村教育委員会が就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取し、この保護者の意見を踏まえて、区市町村教育委員会が就学校を指定するという制度であり（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）32条1項）、当該制度を導入する趣旨・目的は地域により様々であるものの、都内の区市町村の多くは、学校に対する保護者の関心を高めること、保護者の意向・選択・評価を通じて特色ある学校づくりを推進することを目的として当該制度を導入している。

しかし、本件非開示情報を公にすることとなると、児童、生徒及び保護者が、当該情報を学校選択の要素とすることも十分に考えられ、教育内容や部活動といった学校の特色による選択がなされず、当該制度導入の趣旨が没却されるおそれがある。

以上を踏まえて審査会が検討するに、実施機関が区市町村教育委員会との協力により特色ある学校づくりを推進する上で、その事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の上記説明は否定しがたいことから、本件非開示情報は、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

#### エ 審査請求人の主張について

審査請求人は、実施機関が文科省に提出した本件対象公文書3及び4について、文科省から同一文書の開示を受けており、文科省は全部開示としているので、都も全部開示とするべきであると主張する。

都は、教職員や非常勤講師の配置等に係る事務を区市町村教育委員会との緊密な連携において遂行しており、日々の実務においても、頻繁に連絡を取り合いながら業務を進めている。都は、教職員の任命権者として、国よりも教育現場に近い立場にあり、学校、区市町村教育委員会、児童・生徒及び保護者に与える影響をより慎重に考慮しなければならないのであるから、国が全部開示したとしても、都も同様に全部開示しなければならないものではない。

審査請求人は、その他種々の主張を行っているが、いずれも審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子

## 別表

本件対象 公文書	対象公文書名
1	別紙様式 11 要保護及び準要保護児童生徒が 100 人以上でその学校の児童生徒に対する割合が 25/100 以上の学校数調（平成 24 年 5 月 1 日現在）
2	別紙様式 11 要保護及び準要保護児童生徒が 100 人以上でその学校の児童生徒に対する割合が 25/100 以上の学校数調（平成 25 年 5 月 1 日現在）
3	別紙様式 11 要保護及び準要保護児童生徒が 100 人以上でその学校の児童生徒に対する割合が 25/100 以上の学校数調（平成 30 年 5 月 1 日現在）
4	別紙様式 11 要保護及び準要保護児童生徒が 100 人以上でその学校の児童生徒に対する割合が 25/100 以上の学校数調（平成 31 年 5 月 1 日現在）
5	様式 6 要保護・準要保護児童生徒数調（30. 5. 1）小学校（各区市町村）
6	様式 7 要保護・準要保護児童生徒数調（30. 5. 1）中学校（各区市町村）